

第9回市史講座ミニレポート：令和元年12月21日（土）

松江藩の縁組と相続戦略

石田俊先生（山口大学人文学部准教授）

今回の講座では、史料から松江松平家の縁組と相続のあり方を読み解き、そこから見える松平家の戦略について、山口大学准教授の石田俊先生にお話いただきました。

まず、江戸時代の大名にとっての縁組と相続とは何か、ということからお話されました。一言でいえば「家を続かせる」であり、すなわち究極的には「徳川將軍に仕える」ということになります。大名家の縁組は「武家諸法度」で規定されており、婚姻には將軍の許可が必要です。將軍に認定された一人の女性のみが妻となるため、原則的には一夫一妻制ですが、家の安定的継承のために妾を置くのは暗黙の了解とされていました。

大名の家族・親族は「上々様（家臣から見た場合）」・「御惣容様（他の大名家から見た場合）」などと呼ばれますが、基本的に手付女中はこれらに含まれず、あくまでも奉公人です。ただ、出産などの奉公を行う（勤功がある）と、一部が自身の部屋（二室）を獲得することで側室となります。生まれた子が藩主になると「殿付」、さらには「様付」等と呼ばれ、松平治郷（不昧公）の母・本寿院のように、最終的には「上々様」の一員になる事もあります。なお、江戸中期の儒学者・荻生徂徠が、八代將軍徳川吉宗に求められて献上した「政談」（政治・経済・社会の問題点と対策を説いた意見書）によれば、上記のような「側室」のあり方が始まったのは五代將軍綱吉の頃とされているそうです。



大名家の相続にも、主君たる将軍の許可が必要でした。そのため、原則として江戸で行われ、嫡出長男子（正室の産んだ長男）の相続が基本でしたが、現実的にはこれは極めて難しいことでした。一方で庶子（嫡出子でない子）については、幕府に「丈夫届」（産まれた子が成長し（丈夫になり）、将軍に奉公できるようになったこと）を提出することで、将軍に認められ、相続権が与えられることになります。その場合、多くは父の正妻を「母」に置きなおすことになります。

以上のことから、結果的に大名の家族・親族である「上々様」「御惣容様」とは実に多様なものとなり、江戸・国元に分かれ、さらにその中でも屋敷ごとに離れて暮らしていました。

次に、松平家の縁組と相続がどのようなものだったのか、時代を追って詳しく説明をされました。近世初期の松平家の縁組を見ると、同格（大広間席）の大名家と比較して（１）上級家臣との縁組が少ない、（２）公家社会との縁組が少ない、（３）徳川将軍家との縁組が少ない、という傾向がみられるそうです。例えば（１）の上級家臣との縁組について言えば、国人領主に始まり大名となった島津家や毛利家などは、かつてのライバルでもあった上級家臣と縁組を結び、結束を固める必要性がありました。しかし松平家にはその必要がなく、こうした藩の成立事情が反映されていたと考えられます。

近世前期頃には、正室との間に多くの子を産み、側妾の子供がそれに続くという傾向が見られます。一見綺麗に見えるのですが、出産可能な時期や参勤交代のスパンから考えると、上の子供が産まれてからあまりにも近い時期に次の子が産まれるなど、不自然な点も見られるそうです。これは、他の大名家でも見られる事象で、当時は「嫡出子相続の原則（正室から生まれなければならない）」が強固であったため、何らかの操作をしていた可能性があると言われました。側室が御部屋権を与えられるようになり、制度化していく近世半ば以降はこの傾向が薄まっていることから、あくまで一つの可能性として考えられるようです。

近世後期の縁組・相続については、藩主の残した書簡からその詳細を伺うことができます。松江松平家 8 代藩主斉恒は、32 才の若さで死去します。死の前年、文政 4 年（1821）に斉恒が息子の鶴太郎（当時 7 才、のちの 9 代斉貴）に宛てた遺言状には、幼年であるため「介添（後見役）には詳しく申しおいておくので、大人になってから聞かせてもらうように」と述べた上で、「越前松平一門は格別の間柄なので

（万一離縁をした際に具合が悪いので）縁組をしないこと」「婚礼は 22・23 才まで見合わせること」など縁組に関するもののほか、政治に関すること、奥向きに関すること、治郷（不昧公）以来の宝物の扱いなど多岐にわたる内容が記されています。

同時期に後見役に宛てたと思われる書簡も残されており、内容はほぼ同じものになっています。ただ、鶴太郎宛の書簡について「成長して渡すまでたとえ家老であっても決して見てはならない」とし、さらに治郷の代から伝わってきた「御書」も成長の上渡すようにと書き添えられています。

上記斉恒の書簡 2 通を見比べてみると、一部だけ鶴太郎に宛てた書簡にはあり、介添に宛てた書簡にはないものがあるそうです。それは、「産腹（妾）出生の男子が嫡子届を行うまで夫婦合は避ける方が良い」という内容の条文です。逆に、鶴太郎宛書簡にはなく、介添宛の書簡には書かれた内容もあり、「召遣ひ（女中）は 16 才から置くように」という条文です。これらはいずれも側室に子を産ませ、確実に跡継ぎを用意するためであったと考えられます。

その後、成長した斉貴が藩主となり、遺言を認める時期になった天保 9 年（1838）の書簡には、「世続之もの斗一覽」できる「極秘之御書」の存在が記されており、これが前述の斉恒からの書簡である可能性があります。極秘とされたのは、知らずに嫁いできた正妻との関係が悪化しないように配慮されたものと考えられ、特に越前松平家一門との縁組を禁止していたのもこれを見越していたためであろうと話されました。子を産むことを第一とした松平家のまさしく戦略であったと言えるでしょう。

藩主の遺言状から見える松江松平家当主の「理想とされるライフサイクルと相続」をまとめてみると、次のようになります。

1. 10 才以降に武芸・学問を開始し
2. 16 才になると側妾を置き、
3. 20 才前後の頃に丈夫な子が産まれると嫡子届を行い、
4. 20 代前半～半ば以降に正室を迎え（越前松平家以外）、

5. 嫡子の母を正室に置き直す。
6. 若くては人が従わないため、直捌は 30 才以降とし、
7. 50 才で隠居する頃には嫡子が 30 才前後となって藩主就任直後に直捌は可能となる。

綿密に計画されたライフサイクルですが、実際にこれをかなえるのは難しく、事実、斉恒は 32 才で早世、斉貴には嫡子がなかなか産まれません、津山藩から養子（後の松江松平家 10 代定安）を迎えて相続をすることになります。

ただ、松江松平家は直政以来男系相続が安定して続いてきました。この遺言もある程度は機能していたのでは、と先生は語られ、締めくくられました。